

無担保

無保証

低金利

小規模事業者の皆さまの
資金調達を応援します！

マル経融資制度

マル経 融資制度と は？

小規模事業者経営改善資金(略称:マル経融資)は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の経営を応援するために、笠岡商工会議所の推薦に基づき無担保・無保証人・低金利で融資される日本政策金融公庫の融資制度です。

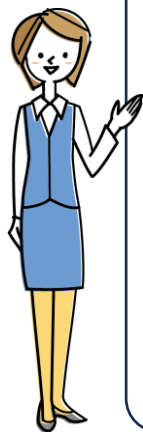
また、笠岡市からの利子補給制度活用で3年間の金利が 1/2 補給されます。

新型コロナ対策 マル経 融資制度とは？

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月等の売上高または過去6カ月(最近1か月含む)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間▲0.5%引下げでご利用いただける融資制度です。【取扱期間 令和6年6月末まで】

賃上げ貸付 利率特例制度

「雇用者給与等支給額が一定以上増加する見込みがある」または「既に増加している」事業者を対象に、貸付後2年間の利率を0.5%引き下げる特例制度です。※本特例制度は、一般マル経のみに適用されます。



融資限度額

2,000 万円 ※1

担保・保証人

不 要

(保証協会の保証も不要です)

利率(2025年9月1日現在)

年利 2.0% ※2

返済期間

運転資金 10 年以内 (据置期間 2 年以内)

設備資金 10 年以内 (据置期間 2 年以内)

※1 融資の実行にあたっては審査があります。審査の結果、ご希望にそえない場合もございます。

また、融資金額が 1,500 万円を超える場合は、事業計画書等の作成が必要となります。

※2 マル経融資の年利は固定金利です。利率は金融情勢によって変動します。



ご利用いただける方

- 常時使用する従業員が、商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)の場合は5人以下、製造業その他の場合は20人以下の法人・個人事業主の方。
- 商工会議所の経営指導員による経営指導を6か月以上受けている方。
- 原則、笠岡市内で1年以上事業を行っている方。
- 所得税、法人税、事業税または県民税もしくは市民税について、納期限の到来している当該義務納税額を完納している方。
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方。

ご利用いただける
内容

運転資金：仕入資金、手形決済資金、買掛金の一括支払い等

設備資金：店舗や工場の改装・改修、車輛の購入、機械設備の導入等

お申込み時の提出資料

個人事業主の方

- 前期・前々期の青色決算書(収支内訳書)および確定申告書(控)
- 現在の借入金の返済一覧表
- 見積り、カタログ等(設備資金)

- 所得税、事業税、住民税の領収書
または納税証明書

法人の方

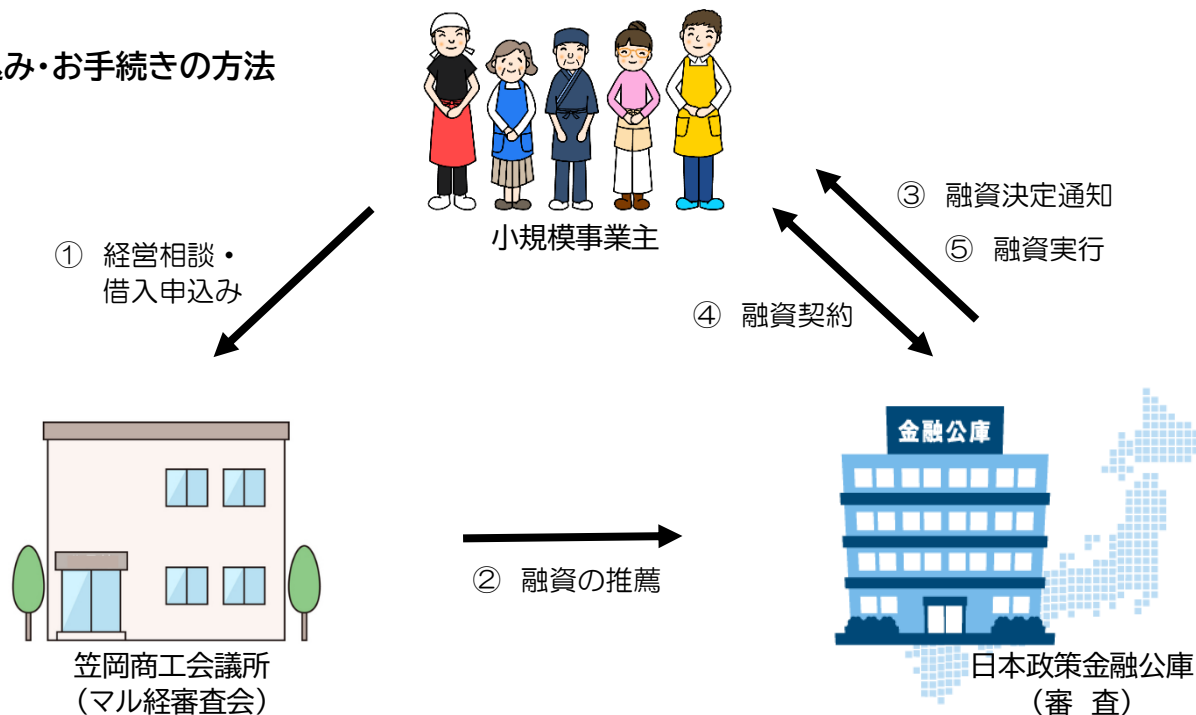
- 法人税、事業税、住民税の領収書
または納税証明書
- 決算後の6カ月以上経過している
場合は、直近の試算表

初回利用者の方

(個人事業主・法人共通)

- 不動産を所有している場合には不動産登記簿謄本(法人の方の代表者含む)

お申込み・お手続きの方法



笠岡市小規模事業者経営改善資金利子補給

- 笠岡市内において、1年以上継続して同一事業を営んでいる。
- 市税を完納している。
- 規則第18条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない。
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない。

お申込み・お問合せ 笠岡商工会議所(経営支援課) TEL0865-63-1151

笠岡市十一番町3-3